



警察官のための 充実・犯罪事実記載例

刑法犯

解説・判例付き

〔第6版〕

名古屋地方検察庁検事正 加藤俊治 編著

A5判

並製

640頁

定価 4,290 円 (本体3,900 円+税10%)

ISBN978-4-8037-4299-2 C3032

本書のポイント

性犯罪に関する刑法改正や性的姿態撮影等処罰法の制定等に対応！

性犯罪や拘禁刑に関する刑法改正を反映したほか、性的姿態撮影等処罰法の解説及び犯罪事実記載例を追加して再編集！ その他の参考判例や犯罪事実記載例もアップデート！

類書を圧倒する500超の犯罪事実記載例！解説・判例付きなので理解が深まる！

犯罪構成要件の理解に役立つ丁寧な解説付き。さらに、理解を深めるために知っておきたい参考判例も充実。刑法各論の要点が簡単に押さえられる、捜査官必携の本！

検察官目線での、要点を得た簡潔明瞭な作成要領が分かる！

犯罪事実記載の基礎となる刑法条文を掲げ、特に重要な部分には番号をふって個別に解説。要点を押さえて、簡潔明瞭な事実の構成ができるよう、理解に繋げるケアも充実。

内容見本

第16章 わいせつ、不同意性交等及び重婚の罪

第1 近時の改正

本章は、近時、2回にわたって大きな改正を行っている。例えば、本巻の中心となる第17条については、もとより「強姦」とされていた罪状が、平成29年の改正により、構成要件が拡大されて、その罪状も「強姦性交等」とされた。さらに、令和5年の改正により、構成要件が大幅に拡大されて、その罪状も「不同意性交等」とされている。

2回にわたる改正の概要は、以下のとおりである。

1 刑法の一部を改正する法律(平成29年法律77号。以下「平成29年改正法」という。)による改正の概要

平成29年5月23日、刑法の一部を改正する法律が公布され、同年7月15日に施行された。その概要は、以下のとおりである。

(1) 強姦等の構成要件及び法定刑の見直し

ア 構成要件の変更

平成29年改正前の刑法175条の主体は、原則として男性に限られ、同条の対象となる行為は、女性に対する強姦行為(強姦)とし、同改正法は、強姦対象となる行為を、強姦性交、強姦性交又は強姦性交(以下「性交等」という。)

第16章 わいせつ、不同意性交等の罪

考えられるので、捜査においては、その点が明らかになるよう証拠収集を行うべきである。

【罪状例示】

13歳未満の者又は13歳以上16歳未満であつて年齢が5年以上10年以下の若くして本条1項の構成要件に該当する行為をした場合には、本条1項及び3項の罪が成立し、単純一罪となる(判例昭和47年刑集10巻1頁1085号)。

【執行による不同意わいせつ罪例(1項1号)】

被害者は、【日時】頃、【場所】〇〇マンション3階エレベーターホールにおいて、甲斐志子(当時40歳)をその場に連れ出し、手で両人の顔を体につけつけるなどの暴行を加えたことにより、被害しない意思を全うすることが困難な状態にさせ、そのスカートの中に手を入れてその上から両人の臀部に触るなどのわいせつな行為をしたものである。

【執行による不同意わいせつ罪の未遂罪例(1項2号)】

(同意しない意思を全うすること)

分かりやすく使いやすい
「刑法犯等罪名表」を付録
として掲載。

条(見出し)	項号	罪名	未遂犯の処罰
181 (不同意わいせつ等致死罪)	I	不同意わいせつ致死(強)	○
	II	監禁わいせつ致死(強)	
182 (16歳未満の若くして) 同意要求等	I	16歳未満の若くして同意要求	○
	II	16歳未満の若くして同意	
	III	16歳未満の若くして同意要求	

第6版 推薦の言葉 (抜粋)

……本書は、捜査に携わる人々に役立つことを大前提に、犯罪(送致)事実の記載例やその解説・判例等につき、分かりやすい形で要点を押さえて、それらを同時に掲載するという工夫がなされています。つまり、表題の罪につき、捜査官にとって実務上必要な、根拠となる「条文」、犯罪(送致)事実「作成上の留意点」、判例・裁判例を基にした実務的な刑法等の「解説」と共に、「罪数」の検討や「参考判例」の紹介を行い、さらに、「類似の犯罪(送致)事実」作成例についても一目で分かるようになっていきます。……捜査官にとって第一線の現場で刑事実務を遂行する上で不可欠なものとなると確信しています。

刑法犯についての犯罪(送致)事実作成だけでなく、実務の運用を踏まえた刑法をも学ぶための必携書として広く活用されることを期待します。

令和7年10月
名古屋高等検察庁検事長 松本 裕

第6章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び 押収物に記録された性的な姿態の画像に係る 電磁的記録の消去等に関する法律

性的姿態撮影(2次) 罪状本文】

第2条(性的姿態撮影)

次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、3年以下の懲罰刑又は30万円以下の罰金に処する。

一 第4条第1項の字句(通常衣類で覆われている場所)において不特定又は多数の者に触れることを意識しながら自ら露出又は若くして他人の露出を促している行為(以下「対象性姿態等」という。)を撮影する行為

(人の性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は乳房をいう。以下この条において同じ。)又は人が身に付けている字句(通常衣類で覆われている場所)において不特定又は多数の者に触れることを意識しながら自ら露出又は若くして他人の露出を促している行為)のうち性的な部位を撮影する行為)

二 子に撮られるものは、わいせつな行為又は性交等(刑法(明治40年法律第45号)第175条第1項に規定する性交等をいう。)がなされている間に撮られる行為

三 刑法第175条第1項各号に掲げる行為又は前号の各号これらに関する行為又は前号により、同意しない意思を形成し、表明し若くし全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることと知りながら、その行為を撮影し、複製し、又はその複製物を譲渡する行為

第6章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び 押収物に記録された性的な姿態の画像に係る 電磁的記録の消去等に関する法律

において、ひそかに、両手に掲げたスマートフォンに照らした顔面画像を撮影しスマートフォンを使用し、甲斐志子(当時30歳)が被害者と性交及び同意性交等をする間における顔面写真の撮影を促したものである。

【同意しない意思を全うすることが困難な状態にさせて(1項2号)】

被害者は、【日時】頃、【場所】において、甲斐志子(当時30歳)に対し、両手に掲げたスマートフォンを使用し、両人の顔面、性的な部位の姿態を撮影したものである。

【同意しない意思を形成することが困難な状態にさせて(1項2号)】

被害者は、【日時】頃、【場所】〇〇マンション3階エレベーターホールにおいて、甲斐志子(当時30歳)に対し、両手が隠れている状態でスマートフォンを使用し、両人の顔面、性的な部位の姿態を撮影したものである。

【行為の性質を顕微鏡させて、性的な部位を撮影(1項2号)】

被害者は、指圧画として「〇〇治療院」を受付たものであるが、【日時】頃、【場所】両人の顔面画像に於いて、顔面から撮影した顔面画像をスマートフォンに保存し、その画像を撮影したものである。

警察官のための
充実・犯罪事実記載例
第6版

目次裏面参照 ▶▶▶

第1編 犯罪事実の記載要領概論

- 第1章 犯罪事実記載の基本
- 第2章 未遂犯に関する記載要領
- 第3章 共犯に関する記載要領
- 第4章 科刑上一罪に関する記載要領
- 第5章 法律上の減輕事由
- 第6章 罪名及び罰条の記載要領

- 第18章 礼拝所及び墳墓に関する罪
- 第19章 汚職の罪
- 第20章 殺人の罪
- 第21章 傷害及び過失傷害の罪
- 第22章 遺棄の罪
- 第23章 逮捕及び監禁の罪
- 第24章 脅迫の罪
- 第25章 略取、誘拐及び人身売買の罪
- 第26章 名誉に対する罪
- 第27章 信用及び業務に対する罪
- 第28章 窃盗及び強盗の罪
- 第29章 詐欺及び恐喝の罪
- 第30章 横領の罪
- 第31章 盗品等に関する罪
- 第32章 毀棄及び隠匿の罪

第2編 刑法各則関係の犯罪事実記載方法

- 第1章 公務の執行を妨害する罪
- 第2章 逃走の罪
- 第3章 犯人藏匿・証拠隠滅の罪
- 第4章 放火及び失火の罪
- 第5章 往來を妨害する罪
- 第6章 住居を侵す罪
- 第7章 秘密を侵す罪
- 第8章 飲料水に関する罪
- 第9章 通貨偽造の罪
- 第10章 文書偽造の罪
- 第11章 有価証券偽造の罪、支払用カード電磁的記録に関する罪
- 第12章 印章偽造の罪
- 第13章 不正指令電磁的記録に関する罪
- 第14章 偽証の罪
- 第15章 虚偽告訴の罪
- 第16章 わいせつ、不同意性交等及び重婚の罪
- 第17章 賭博及び富くじに関する罪

第3編 準刑法関係の犯罪事実記載例

- 第1章 暴力行為等処罰に関する法律
- 第2章 盗犯等の防止及び処分に関する法律
- 第3章 軽犯罪法
- 第4章 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律
- 第5章 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律
- 第6章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押取物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

付録 罪名表

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 警察官のための充実・犯罪事実記載例
—刑法犯 解説・判例付き [第6版]

申 込 部

ご所属名	庁・道・府・県
	署・隊・課

貴社の個人情報の取扱いに同意の上、申し込みます。

ご担当者名 (TEL :)

備考欄

個人情報の取扱いについて 株式会社立花書房 個人情報管理者 総務部長

利用目的 お客様の個人情報は商品発送・サービス実施のご案内・お問合せへの回答に利用します。第三者提供 本人の同意がある場合又は法律に基づく場合を除き、第三者に提供しません。委託 利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがございます。開示請求・問合せ窓口 本人からのお申出により、個人情報の利用目的の通知・開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止・提供記録の開示に対応します。弊社窓口 (info@tachibanashobo.co.jp) までご連絡ください。提供の任意性 個人情報のご提供は任意ですが、必要な項目を頂けない場合、お申込みをお受けできない場合がございます。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2
TEL:03-3291-1561(代表) https://tachibanashobo.co.jp